

## 茶道宗徧流不審庵所蔵「冬基卿記」

松澤克行

本稿で紹介・翻刻する「冬基卿記」は、茶道宗徧流不審庵が所蔵する、江戸時代前期の公家、醍醐冬基の日記である。

記主の冬基は、正保五年（一六四八）六月十四日、時の関白一条昭良の次男として生まれた<sup>①</sup>。幼名を二郎君（次郎君）といい、母は一条家に仕える女房であった。

冬基の父昭良は、実は後陽成天皇の第九皇子であり、嗣子のいない一条内基の養子となり同家を相続した人物であった<sup>②</sup>。そうした出自的背景も影響したのか、昭良には当時「我ま、な仁」という評価があった<sup>③</sup>。彼は承応元年（一六五二）八月四日に落飾し恵観と号するが、一条家の家領（一〇一九石余）の半分を自身の隠居分とし、家督を長男の教輔に譲った後も一条家において相変わらず大きな存在感をもち続けた。そうした中、冬基は昭良が年とってから生まれた子であったため（冬基の誕生は昭良四十四歳の時）、父の寵愛をすこぶる受けたようである。十歳の頃には、当主である兄教輔の嫡子弁君（後の一条内房、慶安五年（一六五二）生）に代わり、冬基が一条家を相続するのではないかとの観測もなされるほどであった<sup>④</sup>。

しかし、隠居してからも一条家の家政に影響力を及ぼし、浪費によつ

て同家の財政を窮迫させる昭良を、排除しようとする動きが起きる。教輔の御台所である輝子の父、備前岡山藩主の池田光政が、天樹院（徳川秀忠女、千姫、光政正室の母）や幕閣に相談をし、一条家の不正常な状態の解決に向けて乗り出したのである<sup>⑤</sup>。その結果、万治二年（一六五九）の暮、教輔の隠居と引き替えに弁君が一条家を相続し、一条家の家領収入は、昭良・冬基の分と、教輔・輝子・弁君の分とに折半され、金銭の遣り取りをすることが禁止された<sup>⑥</sup>。更にその翌年、幕府は昭良の家政への発言も禁止し、一条家本邸から彼が洛北の西賀茂に営んだ山荘へ引き移るよう命じた<sup>⑦</sup>。そしてこの時、当時十二歳であった冬基も、父とともに西賀茂へ居を転ずることとなり、これ以後、彼は同地で成長する。

寛文十二年（一六七二）二月十二日、父の昭良が薨すると、その遺言により、西賀茂山荘などの家財や昭良が蓄積した文書類などは冬基に譲られた<sup>⑧</sup>。しかし、既に二十五歳という年齢になってはいたが、冬基はまだ首服も遂げず無位無官の身であった。そのため、彼は朝廷に出仕することもできず、公家社会での地位は一条家の部屋住にしか過ぎなかったのである。こうした冬基の身の上を心配したのは、一条家の当主で冬基の従兄弟でもある内房であった。内房は延宝二年（一六七四）の末頃、当時の朝廷における実質的な主であり冬基の伯父でもある後水尾法皇に、彼の処遇について内々相談をした<sup>⑨</sup>。その結果、冬基は法皇の計らい

により、同年の十一月二十一日、二十七歳にして初めて位階（正五位下）に叙されることとなった<sup>10</sup>。彼が元服し、幼名の二郎君を改めて「冬基」と名乗ることになったのも、この時である。法皇はまた、内房の願いにより、冬基に官職も与え一家を立てさせようとした。叙位の翌月、十二月十四日には、①称号（家名）は高野・今小路・今村のいずれかにするのがよいであろうこと、②ただし、以前（寛永期）、九条家の分家として松殿家を再興し撰関家の一つとしたことがあるが、その後旧記を繕いで見ていると、撰関家を五家に限定するのは、藤原氏の氏神を祀る春日大社の五社に配してのことであることがわかった。それなのに新たに一家を付け加えてしまったため、神慮により松殿家は一代で断絶するという結果になってしまった。したがって、冬基の家を撰関家とすることは無用であること、などを仰せ出し、京都所司代永井尚庸との交渉を武家伝奏の日野弘資・中院通茂に命じている<sup>11</sup>。

もともと、法皇の命を受けた武家伝奏両人は慎重であり、新家を立てることについてはひとまず措いておき、まずは称号を付けさせたいということだけにして交渉した方がよいであろうと、後水尾法皇に返答している<sup>12</sup>。しかし、慎重を期したにもかかわらず、年が明けてから交渉を初めてみると所司代の反応は冷ややかであり、新たに称号を与えるなどということはおやめになるのがよろしいでしょう。しかし、法皇の甥にあたる人物のことなので、一応江戸の幕閣に申し送ることにしましょう、といったあしらいであった。やがて江戸からも、

已刻向永井伊州、昨日申遣左兵衛了、言談、（中略）

一、一条殿二郎君、牧野佐州時・内膳正時不可然行跡共也、不被取立

不事欠之由申来云々、

というように、冬基を取り立てる必要はないとの返答が届き、彼に一家を立てさせようとした後水尾法皇・一条内房の目論見は頓挫すること

なった。右の記事で注目されるのは、江戸の幕閣が反対した理由として、冬基に「牧野佐州時・内膳正時不可然行跡共」があったということが挙げられている点である。牧野成親と板倉重矩とともに元京都所司代であり、牧野は承応三年（一六五四）十一月二十八日から寛文八年（一六六八）五月二十三日まで、板倉はその後任として同年六月十一日から寛文十年（一六七〇）二月まで、それぞれ在任をしている。前述した一条家の内紛が起きたのは牧野の所司代在職時であり、家督問題の火種が（彼自身の意志は別として）冬基の存在であったことから、「牧野佐州時」の「不可然行跡共」とはそのことを指すと考えられよう。もともと、板倉の在職時には、前述の通り一条家の内紛は一応解決をしておき、「内膳正時不可然行跡共」が何を指しているのかは詳らかでない。あるいは、現存する諸公家の日記には記事が欠けるものの、冬基本人あるいは存命中の父昭良に、幕府の忌避に触れるながしかの行いがあつたのかもしれない。いずれにしても、冬基は幕府から要注意人物として見られていたのである。

しかし、その翌年の延宝四年（一六七六）四月三日に京都所司代が永井から戸田忠昌に交替すると、後水尾法皇は再び冬基取り立てのことを新所司代に申し入れる<sup>16</sup>。法皇からの重ねての申し入れと、徳川家出身の女院東福門院（徳川秀忠女、和子）から口入があつたことにより、この度は幕府も態度を転換させた。延宝六年（一六七八）三月二十七日、冬基に醍醐の称号が勅許され、二十九日には従四位下に昇叙されるとともに右近衛権少将の官に任ぜられた<sup>18</sup>。家格は撰関家に次ぐ清華家とされ、幕府から三百石の家領が宛行われた。冬基は三十一歳にして晴れて一家の当主となり、ようやく一人前の公家として公武から認められたのである。その後、彼は正二位・権大納言にまで昇進し、子供も二男（醍醐冬熙・徳大寺公全）一女と恵まれ、朝廷・公家社会で大過なく歳月を送つ

た。晩年は中風を患っていたようであり、元禄十年（一六九七）七月十四日に薨じた。享年五十歳であった。

## 二

本日記は、昭和四十六年（一九七一）、京都の古書肆竹僊堂から、先代の宗徧流家元である四方斎宗匠が購入したものである。宗徧流は、それに先だつ昭和三十四年（一九五九）、一条昭良から冬基に伝えられた西賀茂山荘の教寄屋を醍醐家から譲り受け、鎌倉の家元邸内に移築している。そうした縁から、醍醐冬基の日記についても後年、購入することになったのである。なお、本日記は宗徧流では「醍醐冬基卿日記」と呼ばれているが、本史料紹介においては、一般的な学術的命名法に従い「冬基卿記」とした。

冬基の日記は、管見の範囲では宗徧流が購入したもののほか、もう一本の存在が確認される。『思文閣古書資料目録』第四十八号（昭和四十二年）に掲載されている、延宝三年分の「醍醐冬基自筆日記」二冊がそれである。宗徧流所蔵本とともに、醍醐家から巷間に流出したものである。もっとも、こちらの日記がその後どの所有に帰したのかは不明であり、現在冬基の日記で実物を見ることができるのは、今回紹介する宗徧流所蔵のものだけである。

本日記の記載期間は、延宝二年（一六七四）の八月二十三日から十二月十一日までの四ヶ月ほどである。中途半端な日付から始まっているが、表紙に冬基の字で「八月廿三日」と注記されていることから、前欠ではなく、なんらかの事情でこの日からの書き出しとなったものであることがわかる。『思文閣古書資料目録』に掲載されていた延宝三年の冬基の日記が一年分で二冊となっていることから、延宝二年についても正月から八月二十三日以前までの日記が別に一冊、乃至二冊あったものと

思われる。現状を観察すると、全丁、ノドにあたる箇所には余白があることから、冊子体になった状態で日記が書かれたことが窺える。すなわち冬基は、冊子の頭から書き始め、月の切れ目などは考慮せず、紙数が尽きたら次の冊子に書き継ぐという日記のつけかたをしていたのではなからうか。そのため、本冊は中途半端な日付から始まることになったのではないかということ、仮説として記しておくこととする。

ところで、本日記は元来、同類の古記録に多く見られる縦紙を袋綴にした冊子体であったが、宗徧流に購入された後、綴じを解かれて一丁ずつ広げられ、周囲にめくるための余白を付加した裏打ちを施し（口絵参照）、クロス装の外表紙を付けて横長の冊子状に装丁し直されている。冊子体であった時の方寸は、縦三〇・四センチ、横二二・九センチと推定される。料紙は楮紙で、丁数は原表紙を含め全て十九丁である。白紙でもう一丁、裏表紙のあった可能性もあるが、確認はできない。

なぜ日記の原態を留めずにこのような処置がなされたのかというと、それは十九丁全てに紙背文書があるためである。紙背文書は、十八通が諸方より一条昭良または家臣に宛てられた書状（消息、披露状）類であり、一通は進物の目録と思われるものである。昭良が薨じた後、山荘にあったこれらの書状類も冬基に伝わり、日記の料紙として用いられることになったのである。十八通の書状の差し出しは次の通りである（分類内の列記は後掲の翻刻順）。

## 【皇族】

光子内親王（林丘寺門跡、朱宮、後水尾天皇皇女、一条昭良の姪、冬基の従姉妹）一通

## 【幕府関係者】

大沢基将（旗本、高家）一通／酒井忠清・阿部忠秋（連署、共に老中）一通／松平信綱（老中）一通／徳川頼房（水戸藩主）一通



光子内親王消息 「冬基卿記」原表紙紙背文書 一条恵観（昭良）宛

【大名】

池田光政（備前岡山藩主、一条昭良嫡男教輔の岳父）二通／池田興輝（後の綱政、池田光政嫡子）一通／伊達秀宗（伊予宇和島藩主）一通／池田光仲（因幡鳥取藩主、池田光政の従兄弟）一通

【禅僧】

江雲宗龍（大徳寺一八四世）一通

【その他】

米田是長（熊本細川家臣）一通／池田行成（岡山池田家臣か）一通／某 五通（内、仮名消息二通）

日記を購入した宗徧流ではこれらの紙背文書の重要性も認識し、冊子を解体して一紙ごとに開き、裏打ちも極々薄い紙を用い、筆跡が透視できるように工夫を施したのである。ただし、冬基が日記の料紙として再利用する際、サイズダウンのため書状の上下や左右を裁断しており、そのため墨付きの部分も切除されてしまったものがほとんどである。また虫損が甚だしい箇所も多々あるため、判読困難な箇所が少なくない（上図参照）。

なお、現在の横長の冊子状に装丁し直された際、十五丁目と十六丁目の順序が先後逆になって綴じられてしまい、錯簡が生じている。今回は、この錯簡を正して翻刻した。

三

本日記の記載期間は、ちょうど冬基が初めて叙爵される前後の時期に当たり、本文にもその間の様子が記されている。すなわち、十一月十九日に、後水尾法皇より位階の願いを申し上げるよう命ぜられ、洛中の一条家本邸へ赴き内房と名字について相談をしている。翌廿日、院参して法皇に御礼を申し上げているが、この時、小折紙に認める名字の勘考を

儒道の家である高辻家に命じてもらいたいと願っていることから、冬基にとって叙位の話は急なものであったのではなからうか。そして、二十一日にはいよいよ、高辻豊長が勘考した「冬基」名で申正五位下の小折紙を差し出し即日勅許を得、直ちに西賀茂から出京して法皇に御礼を申し上げ、その喜びを「大慶ノ段、難□筆」と記している。翌廿二日から廿四日までは、叙位の関係者や出入りの者たちに祝儀を遣わしているが、官位を帯びたとはいえず、いまだ一条家の部屋住でしかないためか、冬基に公家衆から祝儀が贈られた記事は、本家の一条家以外には見えない。二十三日には口宣案が届けられ、二十五日には、元服を機に新たに作らせたのであろう、万蔵院という僧侶を召して花押（本日記の表紙に据えられたものか）を勘えさせている。そして、十二月三日には、再び一条家本邸で内房と称号（家名）の相談をしている様子が見える。

また、記主の冬基が部屋住の身であったことから、本日記は公家の部屋住がどのような生活を送っていたのかを知る上で参考になる史料である。部屋住といえ、厄介者扱いされ恵まれない人生を送ったことが連想される。実際、公家の部屋住についてのそうした実態も近年豊富に発掘・紹介されているが、本日記に見える冬基の日常生活からはそうした暗さは感じられない。朝廷に出仕していないので公務はないが、皇族や一条家関係者のほか、禅僧や連歌師などと交遊を繰り広げ、賑やかな毎日である。出自のよさや、父恵観から譲り受けた家財があるなど、それなりに経済的基盤があったためであろう。

また、冬基の住居である西賀茂の山荘は、一条恵観が趣向を凝らして造営させたものとして、当時から有名だったようである。後年、享保十四年（一七二九）三月二十八日には、霊元法皇が修学院へ御幸した際に立ち寄り、その意匠の見事さに感嘆しているが、本日記にも十月十九日の条に、文智女王・近衛基熙・一乗院宮真敬入道親王・青蓮院宮尊證

入道親王らが山荘に足を運び、居間に至るまで見物をした記事が見える。

#### 四

それでは以下に、「冬基卿記」の本文と紙背文書の翻刻を掲げる。翻刻に際しての凡例は次の通りである。

- 一、翻刻に際しては原則として常用漢字を用い、読点と並列点を適宜加えた。変体仮名は「ㇿ」「ゐ」「に」「よ」「ハ」「者」「ミ」以外は通用の平仮名とした。
- 一、本文の傍に校訂註を適宜付した。文字に関する註記は「（）」で、その他参考・説明のための註記は「（）」で示した。
- 一、虫損などにより判読不能な箇所は、その文字数を計り□や□などで示した。文字数が定かでない場合は「□」のように示した。残画や前後の文脈などから文字が推定される場合は、□などの傍に註記した。
- 一、抹消された文字はその左傍に々を付した。塗抹により判読不能な場合は、その文字数を計り■や■などで示した。
- 一、重ね書きの箇所は、訂正された結果の文字を本文に採り、その文字の左傍に元の文字数に相当する・を付した。
- 一、敬意を表す欠字・平出はこれを残した。両者とも一字空きでこれを示し、後者の場合のみ（平出）と註記した。
- 一、日記本文中に「で丁替わりの箇所を示し、欄外に(1オ)(1ウ)など丁数とその表裏を標記した。
- 一、紙背文書は、原本の改行を特に示さず追い込みとした。形態が折紙の場合、折り返し箇所を「」で示した。折紙の表裏を行き来して書かれているものは、その箇所に（折裏）（表二返ル）と

註記した。

なお、末筆になるが、「冬基卿記」及びその紙背文書の調査・翻刻・紹介を特別に御許可くださった、山田宗徧家元（幽々斎宗匠）と茶道宗徧流不審庵に、記して感謝申し上げます。

註

- (1) 「醍醐家譜」（東京大学史料編纂所蔵）。
- (2) 「お湯殿の上の日記」（九）（是澤恭三校訂、続群書類従補遺三、続群書類従完成会、昭和九年）慶長十四年正月二十五日の条。なお昭良は初名兼退。寛永十二年（一六三五）九月四日に昭良と改名。慶安五年（一六五二）八月四日に出家し恵観と号している。本稿では煩雑を避けるため、昭良で統一した。
- (3) 「池田光政日記」（藤井駿・水野恭一郎・谷口澄夫編、山陽図書出版、昭和四十二年）承応三年正月十九日の条。
- (4) 「池田光政日記」万治元年九月十六日の条。
- (5) その経緯については、久保貴子「江戸時代における公武婚姻―池田輝子を事例として―」（岡山地方史研究）六十八、平成四年）を参照。
- (6) 「池田光政日記」万治二年十二月四日の条。
- (7) 「池田光政日記」万治三年五月十二日の条。
- (8) 昭良の遺言については、拙稿「一条恵観公の人と時代」6（「知音」五八一、平成十九年）を参照。
- (9) 「中院通茂日記」（東京大学史料編纂所蔵自筆原本）延宝二年十二月十四日の条（記事は後掲註（11）に掲出）。同記の記主中院通茂は、当時武家伝奏の任にあった。
- (10) 「中院通茂日記」延宝二年十一月二十一日の条に、次のような記事が見える。

梅小路入来、先日仰、一条禪閣（象）二男、雖無有付、先叙爵被申可然之（象）。

由被仰之、近日小折紙於被献者可汰之間、可沙汰之由也、今日○小折紙持参日野了、可沙汰之由也、其後自日野使、可参内之由也、仍参内、一条殿二男叙爵之事申入了、冬基、則付頭弁披露之、勅許也、参法皇（後水尾法皇）申其由、

(11) 「中院通茂日記」延宝二年十二月朔日の条と十四日の条に、

自内府有状、行向之処言談、  
二郎君恵観二男也、内々申法皇、頼入之由申上了、仍先從五位下被仰出、又称号・官之事可有御沙汰頼入之由也、被仰合了、  
そして、

参内、法皇御幸、（中略）此次兼昭公二男、内々内府頼申之由被申、仍先日先叙爵被為申了、称号之事先可被付歟、  
高野 今小路 今村唯今之居所之由也、

撰家建立之段者無用歟、先年松殿再興已後御覽旧記之処、撰家可限五家、配春日五社之由也、果不<sub>レ</sub>宜、必無用歟之由被仰云々、日野、此事先可相談伊賀守歟之由申、尤之由仰也、  
という記事が見える。

(12) 「中院通茂日記」延宝二年十二月二十二日の条に、次のような記事が見える。

已刻参内、午刻法皇御幸、参御前、（中略）此次一条殿二男称号之事仰也、唯称号被付度之由計可相談伊賀守歟之由申入了、

(13) 「中院通茂日記」延宝三年正月十日の条。

(14) 「中院通茂日記」延宝三年正月十三日の条に、次のような記事が見える。  
已刻向日野、同道向伊州、（中略）  
一条殿禪閣二男去々年被召、法皇、殊外生長、当年廿八才、先叙爵可被

申之由仰、去年一階被申了、又称号被付可然歟之由被仰之旨談了、伊州返答、先被指止可然之由申度存候、然法皇御甥也、仍難申之、先承了、可被申遣江戸歟之由也、

(15) 「中院通茂日記」延宝三年三月四日の条。

(16) 「定誠公記」（栗田文庫所蔵謄写本、閲覧は東京大学史料編纂所架蔵写真帳による）延宝五年閏十二月十四日の条に、次のような記事が見える。

向越前守亭、(中略)

一、一条殿次郎君新家相統之事、(後水尾法皇) 法皇 仰之趣申入之處、先承旨被申、新家之例・清花例<sup>三</sup>被仰付之旨申入了、

なお、記主の花山院定誠は当時武家伝奏を勤めていた。

(17) 『徳川実紀』第六編(黒板勝美編、新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和六年) 延宝六年四月八日の条(記事は後掲註(19)に掲出)。

(18) 『醍醐家譜』(前掲註(一))。同書の冒頭には、花山院定誠の公務記録から抜き書きした次のような記事が見える。

延宝六年三月廿七日、

冬基御名 二郎君参 内已後、中略、今日醍醐称号之事被仰出、醍醐八月

輪関白兼実末子太政大臣良平公ノ号也、故以一家之号 勅許也、

右、花山院定誠公伝奏役中直留ニ見ユ、

(19) 『徳川実紀』第六編(前掲註(17)) 延宝六年四月八日の条には、

御前仰付、基朝臣 女院の御旨により。(中略) 醍醐少将冬基朝臣に清華に列するによりて。三百石たまふ。

とあり、公家日記では、『堯恕法親王日記』二(妙法院史研究会編、妙法院史料第二巻、吉川弘文館、昭和五十二年) 延宝六年四月三日の条に、

一条禅閑南史惠観息二郎公、数年新家望たりといへとも、年来難調之處<sup>三</sup>、

今度武家伝奏江戸下向之時、徒武家領地三百石被寄之よし申来之間、

則新家称号有仰出、称号醍醐、同日四品少将勅許、予年来

申談之間、今日為祝義人遣之、兩替一種

と見えるほか、「基熙公記」(陽月文庫所蔵自筆原本) 延宝六年四月二日の条に関連記事がある。

(20) 『醍醐家譜』(前掲註(一))。

(21) 冬基の嗣子冬熙により「止観亭」と名付けられたこの数寄屋は、昭和三十九(一六六四)年に国の重要文化財に指定され、現在に至るまで茶道宗偏流不審庵の努力により修理・保存・管理されている。

(22) 「延宝三年記録、紙背消息、和大二冊」という簡単な書誌情報のほか、表紙と本文見開き一カットずつの小さなモノクロ写真が、図版として掲

載されている。筆跡は茶道宗偏流不審庵所蔵本と同筆である。

(23) 松田敬之『次男坊たちの江戸時代——公家社会の“厄介者”』(歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、平成十九年)。

(24) 「元陵御記」(列聖全集編纂会編『列聖全集』御撰集一、列聖全集編纂会、大正四年)。

〔翻刻〕 冬基卿記

〔原表紙〕 表

延宝二年

日次記

藤原  
(花押)

八月廿三日

〔原表紙〕 裏

亜  
寅ノ大小

〔縦三〇・四種×横二二・九種〕

(1オ)

廿三日、雨下、栗一ツ〔後本付法息〕法皇〔尊原〕に献上、使者八郎兵衛、  
廿四日、陰晴、雨、恭印宿、三益来、

廿五日、陰晴、無事、灸、

廿六日、晴天、六条〔西本願寺光徳〕の文・鯨一ツ、便〔宗仕〕柿遣、一溪〔宗仕〕本復以後之礼入来、

安芸墨蹟〔河徳〕ヲ見スル処、正筆之由、添状可調旨被申也、

廿七日、陰晴、将監来、灸、右近私〔粟津〕出京、

〔宗仕〕  
一溪〔宗仕〕の墨蹟添状来、

廿八日、曇、将監帰、木練一ツ〔内房〕一条殿贈、

里村昌純〔奥本〕為移還之祝義、備前焼手水鉢・鯨二ツ遣、河端安芸秉  
燭二来、

内々之墨蹟添状共安芸ニ相渡也、忝如持参、

廿九日、曇、夜入賀茂吉来、今日登山、初松草三本取、其外山二十  
本計出来、

晦日、曇、河端安芸墨蹟添状之礼〔二溪宗仕〕ニ芳春〔粟津〕へ行、右近相添遣、申刻計

兩人同道〔山本〕よて大徳寺〔山本〕へ帰、景経者秉燭帰京、今日竹切、  
治、又夜ニ入初腹痛ニ付、  
圖書来宿、

九月朔日

終日雨降、今朝〔山本〕圖書帰、其外無事、

二日、終日雨降、〔相持文房〕靈源寺〔山本〕に行テ非時被振舞、

四郎五郎私出京、〔奥田〕圖書来、針、昼藤兵衛方へ「小仙人ノ絵本返  
ス、

三日、終日雨下、通君御方へ松草、山本〔宗徳〕図来、針治、四郎五郎帰山、

四日、晴、七条へ人遣、本門主へ松草一籠、弁君御方へ〔一条昭良女、東本願寺光瑛室力〕も其通、本  
門主〔宗仕〕分水仙華一莖・干鯛二十枚被越也、

五日、晴天、内大臣殿〔一条内房〕分鱸三ツ、一溪和尚非時を振舞、寿益益相伴、

(1ウ)

(2オ)

(2ウ)

甫首座・鉄首座・長吉郎供、献立、汁、納豆、てんかく、松たけ  
納うしをに、松たけなます、七条分昨日之返事来、  
六日、晴、今日分祈祷、恭印来宿、恭印発句、家路わする紅葉・夜  
の錦哉、四郎五郎膳所へ遣、讃岐や新田之義付、手箱助左衛門  
方迄遣、松たけ・鱸一尾遣、不白へ松草・鱸、官兵衛へ干鯛  
十五遣、兩人共留守之由よて帰也、

七日、終日曇、恭印同道よて登山、松たけ六十余、七条へ柿・松た  
け遣、晩方分雨、

(3オ)

八日、終日雨下、法皇は松草献上、台ノ上、籠よて蓋、使者四郎  
五郎、一条殿へ節供之祝義ヲ兼、松・肴遣、昌程へ松草、昌純  
へ松草、安芸へ松草、新中納言殿へ松草、三益来、  
九日、晴、一条殿分祝義干鯛、七条へ文・肴遣、恵明院へ松草、粟  
津右近、玄仙・前右府殿へ松草、宮内卿へ松草遣、山登松草取、  
山本図書来、針治、京へ之使者八郎兵衛、

(3ウ)

十日、晴、本阿弥光叔来、甲斐、兩人共対面、昌純来、通君御方分  
押餅、五、新院へ松草献上、六条ノ御局まで使四郎五郎、里村昌  
陸へ松草遣、  
十一日、終日曇、高辻三位入来、楠玄長同道山登、松草取、喜多川  
半右衛門来、妙雲・つち来、任世・少納言・播磨・太郎兵衛・  
岡辺道休へ松草遣、通君御方へ松草遣、一溪分明日斎之義延引  
状被越、

(4オ)

十二日、陰晴、東福寺へ代参右近、実照院同道よて山ニ登、松草取、  
未ノ刻大徳寺へ廟参、河端安芸・祖岸・一、図書来、針治、右近  
不白へ立寄処、散々病氣之由也、光叔・二郎左衛門・三郎兵衛  
へ松草遣、一溪へも松草持参、高辻宰相分漢和一巻被越、妙雲  
帰京、

(4ウ)

十三日、陰晴、辻伯耆・貞意・本光院・念阿・保田主膳へ松草遣  
一溪分松草所望ニ来、遣、神泉苑へ弁斎天女之像子画テ遣、寿  
貞婦、つち帰、図書来、針、竹入礼、権十郎之口落也、小はつ、鯛三ツ、  
十四日、晴、図書来、針、辻伯耆昨日之松草之礼来、主膳・二郎左  
衛門同、不白見舞四郎五郎遣、一溪分使僧、松草・栗粉餅之  
礼、賀州下向来月二三日比迄延引之由也、大嶋義右衛門・な  
つ・七・神泉苑松草遣、高辻宰相分一昨日之返事取来、言伝、  
松草送、夜入大風、

(5オ)

十五日、陰、折々風、東門主来、恵明院・照蓮寺同道、昌純相伴、  
粟津右近供、山草狩二百計、三益来、辻右兵衛、  
十六日、晴、門跡分昨日之礼ニ書状来、乾土佐蛤削持、  
十七日、晴、川近江晚来、安芸来宿、正伝寺へ遊山、夕方祖岸、  
安芸同道よて、  
十八日、陰晴、今朝分予風引、道休召遣処、明晩可参之由也、晩来  
雨下、藤木将監来、追付帰、入江三河来、

(5ウ)

十九日、雨下、今日女院之御所新殿御移還之由也、八郎兵衛不白へ  
遣、  
廿日、晴、岡部道休来、予薬ヲ調合、今日分服薬、寧草湯、山本図書  
廿一日来、針、鑑鉢一箱、与兵衛へ遣、  
廿一日、晴、内府今日御移徙祝義ニ鯛、一ツ、八郎兵衛遣、  
廿二日、陰晴、山本図書今日分咳気、大形快気、はつ・頓斎・六・  
おくだ四郎五郎、実照院頃日咳気故、つちヲやといニ遣処、早  
速来、  
廿三日、陰、晴少也、大嶋華人分鯛・赤貝、十、山本図書来、針、  
廿四日、陰晴、山本図書針治、祖岸入来、私右近出京、

(6オ)

廿五日、陰晴、山本来、藤井播磨来、予咳気故、無対面、妙雲(因書)分た  
こ・鯛、為咳気見舞敷、古筆(因書)兵衛(因書)松藁遣、鴛十二、小坂  
井勘三郎へも同通、右近(兼建)帰山、  
廿六日、晴天、岡辺道休・賀茂宮内卿来、奉公人召連、小藏三之丞  
こな饅頭、不白へ見舞書状遣、

廿七日、晴天、今朝咳気快気故、寢床(ツ)上ル、弁君御方(一)分(二)鯛、  
鯛、二、本門主(兼本願寺光勝)分使者、鯛、一、菊花枝莖、門主(兼本願寺光勝)分も腫物気  
之由よて、廿九日延引也、

廿八日、晴、山本図書来、針、清雲来、  
信楽焼皿、主計(梅辻)から越、  
廿九日、晴天、里村昌純来、植木堀(梅)晚来、河端安芸、七条へ八郎兵衛  
衛遣、門主(兼本願寺光勝)へ柿、不白(兼本願寺光勝)へ柿、不白へ柿、不白へ柿、遣、

十月

朔日、晴、不白分使、本具来、鱧、二、餅ノ粉、夜入木翁、おこし米曲物、実照  
院(後水尾法皇)鸞、一、茶、二袋、晚来、法皇様(後水尾法皇)分鷹鸞、二、押餅五、拜領、御  
使加川四郎右衛門、恭印宿、四郎五郎出京、  
二日、晴、不白へ四郎五郎見舞遣、菊花、道休(因書)二鱧二遣、恭印帰京、  
父(兼女主)照寺様へ、御京(兼出脱)分付四郎五郎ヲ進上、

三日、晴、木翁斎、小藏三太夫今日分奉公、  
四日、晴、四郎五郎帰、松同道、秉燭(兼舟)祖岸入来、松下兵部分鯛一尾、  
不白分桂明抄(兼)被越、

五日、朝曇、晴、龜・岩之介来、鱧壹尾、不白へ鱧(ツカ)贈、七条  
遣、御兄(兼)へ塩から(兼)廿壹曲物遣、  
日、陰晴、円照寺様(兼)同公、柿一折、照院様へ線香(兼)參、文海  
へ梅もとき様ノ頼様ノ菊花(兼)女院(兼)

女院(兼)

(6ウ)

(8オ)

海一さ持參(兼)帰(兼)二一条内大臣殿立寄、尤饗、晚  
来帰山、右近不白へ遣、少快(兼)之由也、昌純(兼)分明日之一順(兼)  
出(兼)之途中よて使会、口上よて返答、賀州分書状・道具助左方  
分返入、

七日、陰晴、早朝分連譚、予発句、連衆昌純・昌頓(兼)・任世・恭印、  
執筆北野随、満座子ノ上刻、其以後前句付点、  
八日、晴、右私出京、秉燭帰、

九日、晴、青連院殿分使者、柿・素麴、寺井主税来、松同道、秉燭  
素益、  
十日、晴、山登残藁尋、新院御所分鮭・鷹之鴨、二、菊筒拜領、御  
使者可被下候へとも、六ヶ敷可存候条、六条ノ御局分可被申入  
之由よて、吉田孫之丞子来、

十一日、晴、新院御所へ昨日之御礼四郎五郎進上、六条ノ御局まで  
遣、通君御方へ柿・菊進、六条殿へ素麴曲物、不白夜前死去ノ  
由、小堀屋久左衛門方分来、則四郎五郎遣、祖岸入来、

十二日、晴陰、恕首座・善藏主斎、新院分拜領之菊ヲ贈、東福寺へ八  
引可為之由、二僧ニ伝言、新院分拜領之菊ヲ贈、東福寺へ八  
郎兵衛遣、晚梅辻主計、今朝四郎五郎帰、右近私出京、不白  
弔二て、

十三日、終日細雨、祥山入来、一溪分醴、山本図書来、針治、  
十四日、陰晴、南禅寺方丈分不白贈経・香燭三百疋、四郎五郎使遣、  
右近私ノ焼香、梅辻主計来、新院分拜領之鴨振舞、祥山へ梨五  
ツ贈、

十五日、晴、図書来、針、  
十六日、晴、図書・三益、主計、法皇様分御使、去方へ遣之間、廿

(9オ)

へ梅もとき様ノ頼様ノ菊花(兼)女院(兼)

(8ウ)

五日粟粉餅献上可仕之旨也、其付、御肴物ノ御料理珍敷■物候  
ハ、可申上之由、仰也、宮内卿来、

十七日、晴、(山本)梅辻主計御菓子之義付来、(音原)八郎兵衛清水寺代参、  
鱧・ふのやき、

十八日、陰晴、梅辻主計、粟粉餅御心見ノヲ今日指上ル、使(小盛)三太夫、  
貞为来、

十九日、(後水尾法皇)法皇さま御使者、鷹之鴉七・寒酒粉一箱拝領、(文節女)円照寺さま  
ま今日靈源寺へ御成付、御祖吟普三御使被下也、(池田綱政)温鈍拝領、  
其後靈源寺へ行、(池田綱政)近衛殿・一乘院殿・一清蓮院殿、是御両所者

始御知人成、(基熙)円光院今実照院ヲ被喚、(音原)靈源寺よて対顔、(池田綱政)実照・  
予靈源寺ニ留テ、其留主ニ予屋敷居間迄各御見物、(池田綱政)松平伊与守  
今使者田中安左衛門、

(補書)「近衛殿へ盛籠遣、」  
廿日、陰晴、(池田綱政)松平伊与守へ四郎五郎遣、(奥田)芳春院鉄首座少内談之義付、

竜興院今鱧ノ子一桶、  
廿一日、陰晴、(真歌入親王)一門様今御使藤田平六、(池田綱政)海素麴、昨日者始得御  
意忝段、申遣也、

廿六日、晴、(里村)昌陸来、(前橋)池尻中納言今昨日之返答、使者柳瀬半介、  
(道覚入道親王)聖門主御使兒玉左近対面、(共孝)藤木将監来宿、

廿七日、(山本)圖書来、(後水尾法皇)針治、(藤木)法皇様今梅尻御所望故、(堀)池塘ノ上木ヲ堀、

進上、夜入大風、(頼)家顛倒ノ様ニ覚、(申脱)夢覚、人々不審也、但暫之事、

廿八日、陰晴、(里村)昌陸菜所望ニ越付、(藤木)松・躑躅取ニ越、(小盛)今晚灸治、

廿九日、晴天、(宗行)里村昌純、(藤木)将監帰、  
卅日、終日雨、(宗行)一溪□舞遣、(小盛)鉄首座へ菊生一瓶遣、(小盛)三太夫私出京、

(10ウ)

(10オ)

(9ウ)

十一月

朔日、晴、夕陽曇、入江耕斎暫時対談、其後実照院同道よて正伝寺  
へ行、(奥田)櫛を取、(東本願寺光晴)四郎五郎七条へ遣、宮内卿見舞、藤兵衛義藤九  
郎ニ尋遣、おかた帰、

二日、陰晴、或時雨、(後水尾法皇)荣寿来、たこ一ツ持参、(常子内親王)瑞岩来、(基熙)章句、(基熙)品宮御  
煩ニ付、(奥田)四郎五郎遣、(後水尾法皇)法皇様へ御見舞進上、(新中納言殿)新中納言殿・近衛  
殿・(文節女)円照寺様へも御見舞遣、(小盛)四郎五郎夜入帰、

三日、初雪霏々、其後時雨、(山本)荣寿帰京、(小盛)三太夫帰、  
四日、終日雨、貞意来宿、夜ニ入圖書来、(里村)針治、(方)昌陸□今薬所望ニ  
中越、□塊ノ葉歟、

五日、陰晴、時々時雨、(文節女)円照寺様八郎兵衛遣、(音原)品宮様泡瘡御様窺、  
六日、陰晴、時々雨、貞意帰京、(文節女)円照寺様今絵絹御越、  
七日、陰、七条へ人遣、其外無事、(補書)「通君御方今鱧ニ茶一壺、」  
八日、晴、如春、(惟真入道親王)大門へ書状并海素麴遣、

官兵衛留守之由よて人帰、(奥田)荣寿今梨二、  
九日、終日曇、(宗行)一溪和尚へ四郎五郎遣、(藤木)藤兵衛召遣処、明日可来之  
由也、

十日、晴、画工藤兵衛来、(徳川和子、東福門院)女院へ上ル絵彩色鶴、  
十一日、晴、(文節女)宮井道節初来、(文節女)扇子苞箱、(文節女)入夜円照寺様へ伺公、入  
夜雨、

十二日、陰晴、時々雨、(内房)東賀茂へ一条殿参詣よ付、使者遣、大徳寺  
へ廟参、其後賀茂へ行、(宗房)内大臣へ対面、(マ)少慶ノ詞ヲ聞、(梅辻)梅辻主  
計来、途中よて逢、(文節女)円照寺様より羊羹十、

十三日、陰晴、雨、今日絵彩色相濟ニ付、(藤木)藤兵衛帰京、(寺井主税来)寺井主税来  
宿、

十四日、晴、(里村)昌純下向日ニ付振舞、(里村)相伴任世・昌頼・景経・恭印、

(12ウ)

(12オ)

(11ウ)

(11オ)

(13オ)

おつ付十句有之、入夜テ帰宅、女院様へ花進上、

十五日、陰晴、無事、

十六日、陰晴、七条へ文・花遣、一扇分一儀一左右有之、將監掃、

新太郎分谷川義左衛門使者来、

十七日、晴、右近芳春院へ遣、饅頭盛籠、三、玉舟七年忌ノ法事ニ付、

法皇様御機嫌窺、八郎兵衛、〔新中納言殿迄進上花色々、新中納言殿自分へ饅頭遣、保田主膳帯下ノ薬所望ニ来、

十八日、晴、四郎五郎・右近芳春院へ遣、冬貞一扇方へ行、法皇様

へ花献上、新中納言殿築二遣、

十九日、陰晴、時雨、地震、図書来、冬貞掃、従法皇様為御使梅辻

主計来、花・鯛三、拝領、予位階可申上之由被仰下也、従其一

殿行、半刻計<sup>〔名〕</sup>名字等<sup>〔冊〕</sup>、夜半計掃、

廿日、<sup>〔今〕</sup>御<sup>〔法皇〕</sup>様へ<sup>〔御之〕</sup>礼院参、名字高辻三位可被勸<sup>〔由之〕</sup>、法皇御

所ニ御頼、御<sup>〔次〕</sup>梅小路<sup>〔御力〕</sup>対面ニ<sup>〔御〕</sup>被仰出者、寒氣御痛被成之

条、無御対面由也、追付退出、一条殿立寄、夕飯後掃、

廿一日、晴、今日小折紙指上、正五位下冬基、<sup>〔御〕</sup>使万里小路ヲ

法皇様へ被召、<sup>〔野〕</sup>両伝奏<sup>〔中〕</sup>梅小路ヲ被遣、追付勸許之由<sup>〔定〕</sup>刻<sup>〔左〕</sup>左

右、就其出京、院<sup>〔卷〕</sup>々<sup>〔種〕</sup>忝次第大慶ノ段、難<sup>〔尺〕</sup>筆、夜ニ入掃、

門主分左門、海老、弁君分<sup>〔条〕</sup>昭良女<sup>〔東〕</sup>本願寺<sup>〔光〕</sup>瑛宗<sup>〔宗〕</sup>力

廿二日、晴、位階勸許為礼、四郎五郎殿下・万里小路・両伝・高辻

遣、<sup>〔高〕</sup>豊長者<sup>〔海〕</sup>老十遣、昨日之返答八郎兵衛<sup>〔官〕</sup>之遣、通君御方分

左衛門使、小袖<sup>〔荷〕</sup>内<sup>〔府〕</sup>大樽<sup>〔下〕</sup>壹荷<sup>〔條〕</sup>、

昆布・するめ・馬太刀、前右府殿分饅頭、三、使右兵次、何も祝義

也、安兵衛鯛、三、三郎兵衛鯛、

(13ウ)

(14オ)

(14ウ)

(15オ)

廿三日、晴陰、保田主膳慶賀ニ来、就其、内大臣殿分伝言、烏帽子給

口宣安来、近江慶賀来、円光院分使、主膳者朝飯相伴、<sup>〔山〕</sup>本

主税蜜柑五十、藤木將監夜入来、壁ぬり来、右近<sup>〔法〕</sup>法皇様へ<sup>〔進〕</sup>進上御肴鯛二、御取次新中納言殿、一条殿樽壹荷・覺二羽・昆

布、通君御方へ海老廿・昆布・樽壹荷、使右近、昌純へ餞別丹

後絹壹疋・大鯛壹ツ、使同人、木村主計兼燭来、無対面掃、

廿四日、晴、里村昌純・木村主計・下橋右平次・辻二郎左衛門鯛二

尾、中納言中山少将分饅頭、貳ツ、叙爵慶賀、河端安芸鯛五ツ、是

も慶賀、梅辻主計鯛、一、寺井主計掃京、<sup>〔圖〕</sup>書、<sup>〔將〕</sup>監掃、

廿五日、陰、今朝安芸掃京、三郎兵衛同、恭印羊羹五、万蔵院召、

判行勘、魚屋又兵衛為慶賀鯛、一、昌純分饅頭、一尾、<sup>〔耕〕</sup>耕斎漢和一順

越、素程見舞鯛二、遣候処、去ル廿日相果之由申候、山本利兵

衛方分申越、晚来恭印掃、下々夕飯振舞、

廿六日、終日雨下、亀・松・岩慶賀ニ来、宿、鯛・樵・壬生・鯛・

蛤、

廿七日、晴、梅辻主計来宿、

廿八日、主計今朝掃、寿程来、神泉苑分使、菓子十袋、

廿九日、保田主膳・堀川近江・入江三河・溝口隼人・下橋右平次・

湯浅又右衛門、何も料理ヲ振舞、為今度之賀表也、

極月朔日

晴、里村昌陸、木翁、伊せ屋源兵衛鯛、二、

日、不白焼香ニ南禪<sup>〔等〕</sup>へ行、<sup>〔翁〕</sup>翁同道、其分七条<sup>〔守〕</sup>守主<sup>〔河〕</sup>河・

右平次先日之礼来、杏善院<sup>〔菓〕</sup>菓子持参、内房公分書状来、七条へ

持せ越処、道路<sup>〔差〕</sup>差<sup>〔被〕</sup>被越也、

三日、陰晴、朝飯後出京、一条殿ニテ證号之談也、甲ノ上刻計掃、

(15ウ)

(16オ)

(16ウ)

(17オ)

守主・中左衛門・金兵衛来、蜜柑、一折、  
〔四日〕  
□□、一扇ヲ□遣、貞意ヲ召遣処、追付来、右兵衛同道、鯛一尾神  
□□□□今日□□□□色□□□□、

五日、終日雪・□霏々、瑞泉庵□振舞行、相伴高辻三位・玄長・□  
座□□等有之也、大津官兵衛□□鯛一尾遣、不白在世ノ時分  
〔備之〕  
今□置屏風□□□□一扇来、□神崎瀬兵衛、

〔六〕  
□日、晴、貞意通□御方へ□、  
梅小路中納言へむしかれい一籠遣、使者管□八郎兵衛、夜入  
〔河橋〕〔梅辻〕  
安芸・主計来、

(17ウ)

七日、晴天、大嶋隼人先日之礼ニ来、梅小路令使、安芸・主計帰京、  
〔河橋〕〔梅辻〕  
三益来、藤木将監出京、四郎五郎私出京、

八日、終日雨下、四郎五郎夜ニ入かへる、三益今朝帰也、

九日、晴、位階之祝義ニ右近・四郎五郎・三太夫・八郎兵衛等予ヲ  
振舞、一汁三菜、

(18オ)

円照寺様へ文、文伯下向ニ付御里坊迄遣、□□□□へ文遣、ひら  
〔文智女正〕  
こいつほ、

十日、陰晴、堀川近江来、准后宮昨夕被卒由也、就其、法皇へ院参、  
〔内房〕〔清子内親王〕  
但一条殿令留ニ来、途中令帰、智恵光院へ立寄、右近梅小路へ  
遣、法皇窺御機嫌、准后御弔者態不申上、

〔備前〕  
伊勢田半左衛門位階之祝義ニ小鯛廿五・牛房一折、  
〔贈〕  
□一日、□、東福寺一山令予位階之祝義樽老荷・蜜柑老籠・昆布一  
折、

午ノ刻計  
□□院  
行□時ニ  
相伴□□、  
惣代ニ寔西等・珠西兩人来、寔引合十帖持参、昌玄地黄煎壺曲  
曲物持参、

(18ウ)

〔約一行分空白〕  
延宝二年十二月十日迄  
〔マ〕

正五位下  
藤原冬基

〔約四行分空白〕

〔翻刻 冬基卿記紙背文書〕

一 光子内親王消息 (折紙、表紙裏)

□□の、ちは久しく文よても申□いらせ候へて、御とおくしき、  
さしたる事もおハしまし候はねとも、□□<sup>(折紙)</sup>いまたはてしもなき  
さむさにておハしまし候、御きけんよくならせられ候や、うけ給たく  
候、□□<sup>(表二原)</sup>候へく候、弁君さまよも御そくさい候や、□□<sup>(一糸前良女、東本願寺光慈堂)</sup>  
□□候へて□□<sup>(折紙)</sup>よ候、□□<sup>(折紙)</sup>此  
□□のおけ□□<sup>(折紙)</sup>入まい  
らせ候、このころ一しほ御とおくしき、あまりく御ゆかしき、一  
ふて申まいらせ候、わたくしも無事よさふらひまいらせ候ま、御心  
やすく覚しめし候へく候、かしく、

〔愚殿〕冬照良  
忍くはんさまよて

〔鎌宮〕光子内親王  
あけ

二 池田光政書状 (折紙、第一丁裏)

□□私娘祝言□付、従□□<sup>(平出)</sup>被成御祝□□<sup>(太)</sup>刀御馬代□□<sup>(額)</sup>誠  
以忝□□<sup>(奉)</sup>存候、近日□□<sup>(御)</sup>礼可申□□<sup>(可然)</sup>□□<sup>(可然)</sup>仰候、恐々  
謹言、

七月十六日

備前少将

光政(花押)

高津四郎五郎殿

三 池田光政書状 (折紙、第二丁裏)

為念頭之御祝儀当地御使者就被成御指越、従患観様被成下御書、殊御  
薰一器致拝領、冥加之至、忝奉存候、如尊慮、私儀御暇被下候処、  
□□<sup>(所)</sup>可然様御取成□□<sup>(所)</sup>仰候、猶入江三河□□<sup>(期定)</sup>申上  
候、恐々□□<sup>(謹)</sup>言、

備前少将

光政(花押)

□月廿八日

津四郎五郎殿

四 池田興輝書状 (折紙、第三丁裏)

□□<sup>(書)</sup>啓上候、先以□□様御機嫌能□□御座候旨承、□□奉存候、然者、  
□□様少し御不例□□御座候処、早々□□勝候旨、目出度□□存、為  
御悦如此□□<sup>(謹)</sup>言、

松平三左衛門

興輝(花押)

十月十六日

高津四郎五郎殿

五 大沢基将書状 (折紙、第四丁裏)

□□前関白様□□之為年頭之御祝□□御使者以御太刀  
□□可被為進候付、私式へも□□書、殊御薰物致□□領、誠以辱  
頂戴仕□□<sup>(書)</sup>面之趣、老中□□<sup>(平出)</sup>則達□□<sup>(平出)</sup>候之処、御満悦之  
□□<sup>(事)</sup>御座候、□□<sup>(期定)</sup>御序之刻□□<sup>(可)</sup>然様御取成、所希候、委細御使  
者可為演説候、恐々謹言、

卯月廿七日

大沢兵部大輔

基将(花押)

〔人江三河守殿〕

六 江雲宗龍書状 (折紙、第五丁裏)

〔〕翰謹拝読〔〕貳領頂戴、〔〕厚恩不知謝〔〕抑〔〕起居泰然  
〔〕至禱如蒙〔〕墨子年来〔〕可為西方行〔〕処漂東海〔〕日存命〔他之〕時  
〔〕之生涯〔〕〔〕拜(平出)尊顏者必也、恐惶謹言、

初夏念八日

江雲 宗龍(花押)

入江三河守殿(期定)  
奏達

七 目録 (豎紙、第六丁裏)

〔〕 一は、上へ入

〔〕 上

八 伊達秀宗書状 (折紙、第七丁裏)

〔〕家門様御当地御使者〔〕進被成下(平出)〔〕為当春之〔〕物拝  
領 〔〕 候、〔〕

伊達遠江守

眩痺申候故、乍〔〕以印判申上候、

〔〕廿四日

〔保田〕主膳〔殿方〕

秀宗(黒印)

九 某消息 (折紙、第八丁裏)

大御所様より御書なし下され、ことに御たき物・御樽代の御もくろく、  
いた、きまいらせ候事、かたしけなさ(折紙)〔〕まりにくめうかおそろし  
く存候、〔〕んしまいらせ候、御き嫌よき御事、〔〕せ給およひ、め  
てたくそんしまいらせ候、かしく、(表二戻ル)〔〕おたよりはおそれ  
おほくそんしまいらせ候へ共、まことくめうかの程、おそれ入ま  
いらせ候、〔〕ねよて、有かたく存候、いよく右大臣さま(一条教輔)・  
〔〕御所さま・〔〕さま・〔〕さま御きけんよく〔〕はんしや  
うの〔〕〔〕よて、めてたくそんしまいらせ候、

〔〕

一〇 某書状 (豎紙、第九丁裏)

御報之趣、令拝聞候、江次第可令返進候也、誠永々抑留、恐悅候、則  
令返進候、近日御出京之様承候間、万事其節可得御意候、かしく、

四月十一日

一一 米田是長追而書 (折紙、第十丁裏)

追(采田是季)致啓上候、乍御報、三月十一日之御状先日相達、致拝見候、今度  
拙父監物儀(采田是季)以之外相煩申ニ付、藤木駿河儀、御所様御才覚を以若御(一条明忠)



